職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県人事委員会

委員長　　氏　家　　信　彦

新潟県人事委員会規則第20－６号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（規則第20－１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（任命権者への再就職の届出を要しない場合） **第23条**　条例第３条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1)　（略） (2)　法<u>第22条の４第１項</u>の規定により職員として採用された場合 (3)～(5)　（略）	（任命権者への再就職の届出を要しない場合） **第23条**　条例第３条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1)　（略） (2)　法<u>第28条の４第１項又は第28条の５第１項</u>の規定により職員として採用された場合 (3)～(5)　（略）

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第４条第１項若しくは第２項又は第６条第１項若しくは第２項（これらの規定を改正法附則第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の４第１項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の職員の退職管理に関する規則第23条第２号の規定を適用する。

３　この規則の施行前に、改正法による改正前の地方公務員法第28条の４第１項又は第28条の５第１項の規定により職員として採用された場合における新規則第23条第２号の規定の適用については、なお従前の例による。